

「渡殿の戸口の局」の位置をめぐる

— 紫式部日記試論 —

安藤重和

紫式部日記の冒頭近くに次のようなくだりがある。

渡殿の戸口の局に見いだせば、ほのうちきりたるあしたの露も
まだ落ちぬに、殿（道長）ありかせたまひて………^{注1}

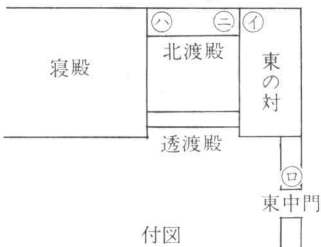
紫式部がそこから見出しているという彼女の局「渡殿の戸口の局」とは一体どこに存在するのであろうか。それが土御門邸内に存在するという点に関しては、「秋のけはひ入りたつまに、土御門殿のありさま、いはむかたなくをかし」という日記冒頭の文章から見ても疑いはない。又、日記寛弘五年十月十六日行幸の条に「上達部の御座は、西の対なれば、こなたは例のやうにさわがしうもあらず」とあるのによれば、紫式部を含む彰子方女房達は寝殿よりも東の方で起居していた事が知られる。この点までは諸説一致して何ら問題はないのだが、では寝殿よりも東方のどこにあつたかという段になると説は四つに分かれてしまふ。

- (イ) 東の対の内部の（北渡殿へ出る）戸口注3 『紫式部日記の新展望』^{注4} 『新釈』^{注5} 『文庫（秋山）』^{注6} 『全集』^{注7}
- (ロ) 東の対より東中門へ到る東廊の、東中門に近い戸口注8 『考証』^{注8}

- (ハ) 寝殿と東の対とをつなぐ北渡殿の西端注9 岡川氏「『渡殿の戸口の局』考」『大系』^{注10}
- (ニ) 寝殿と東の対とをつなぐ北渡殿の東端注11 『紫式部の身辺』^{注11} 『全注釈』^{注12}

これらの説を図示すれば付図のようになる。

だが、実を言えば、益田勝実氏によって提出されたイ説は既に岡川氏によって否定されている。しかし、にも拘わらず最新の注釈書たる日本古典文学全集『紫式部日記』はイ説を採用しているのである。イ説否定のもう一つの論拠を紹介しておこう。それは竹内美千代氏の御説である。氏は栄花物語「はつはな」土御門殿法華三十講の項に「（寛弘五年五月六日の）晩に御堂より局々にまかづる（彰子方の）女房達……」^{注14}とある記事が紫式部集「影見ても」の歌の詞書「（寛弘五年五月六日）やうやう明けゆく程に、（紫式部が）渡殿に来て局の下よりいづる水を、高欄をおさへてしばし見るとれば……」^{注15}と時間的に密着



している事実に注目され、「紫式部も、六日の晩に御堂から（自分の）局のある東の渡殿に下つて来て、簀子で高欄をおさえて、渡殿の下から流れ出る遣水を見ていたわけである」と指摘しておられる。この御指摘により「渡殿の戸口の局」は「東の対」ではなく「東の渡殿」に存在した事が一層明白になったものと思われ、最早イ説成立の余地はないものと考えられる。なお、岡川氏は「渡殿に寝たる夜」と、とりたてて述べているところがあるが、これは記事の順序からみて、同じ頃の事件とは考えられず、従つて同列には論ぜられない」と述べられたけれど、「渡殿に寝たる夜」という表現は紫式部の局を渡殿に想定する際に少しも不都合なものではない。何故なら、日記寛弘五年十一月十五日前後の記事中に「大納言の君の夜々は、御前にいと近う臥したまひつつ、物語したまひしけはひの恋しきも、なほ世にしたがひぬる心か。浮き寝せし水の上のみ恋しくて鴨の上毛にさへぞおとらぬ」とあるのによつても知られる如く紫式部逢女房は彰子の御前で寝る事があつたので、「（彰子の御前にはなく）渡殿に寝たる夜」の意味で用いたものに過ぎないからである。

次に口説はどうであろうか。日記冒頭近くの五壇御修法記事に注目しよう。

観音院の僧正、ひんがしの対より、二十人の伴僧をひきゐて、御加持まゐりたまふ足音、渡殿の橋の、とどろとどろと踏み鳴らさるるさへぞ、ことことのけはひには似ぬ。

これは加持奉仕の為に「観音院の僧正」が「二十人の伴僧をひきゐて」控へ所たる「ひんがしの対」から彰子御前へ参上する場面である。彰子は、後述の如く、寝殿におられたので、ここに言う「渡殿

の橋」とは、東の対と東中門ではなく、東の対と寝殿をつなぐものであつたはずであるが、その「渡殿の橋」を渡る僧達の足音を「とどろとどろと踏み鳴らさるるさへぞ、ことことのけはひには似ぬ」という臨場感に満ちた形で紫式部が受けとめている点、「渡殿の橋」から離れた東中門近くの局に彼女がいたと考えることは困難のように思う。又、日記寛弘五年九月十二日条には次のようにある。

昼はをさをささしいです、のどやかにて、ひんがしの対の局より（彰子の御前に）まうのぼる人々を、見れば……

「ひんがしの対の局より」は、関根慶子氏の説の如く、「まうのぼる」に接続させて読むべきであろう。ここで、紫式部は東の対から寝殿の彰子の許へ参上する女房達の姿を自分の局から「のどやかに」くつろぎながら見る事ができたはずであるが、東中門近くの局からではそうはいくまい。右に示した二つの記事はむしろ東の対と寝殿とをつなぐ北渡殿に紫式部の局を想定する（ハ）説を正当化するものようである。口説にも賛し難く思う。

さて、ハ説はイ説を否定された岡川氏が新たに提出された説である。氏は「渡殿の戸口の局」が、東の対にはなく、東の渡殿にあつた事を論証され、更に次のように論を結ばれた。

それ（渡殿の戸口の局）が正確には渡殿のどの部分かと言へば、東のつまは宮の内侍の局であるから、その反対の西側、すなわち寝殿に近い方であることが知られ、そう考えてくると、前後の記事に於いて、寝殿の東面に関する観察が特に詳細であることも、さこそと頷かれるのである。

論証の詳細に関しては直接氏の論文にあたって戴きたいが、それはかなり、説得力に富む論であつたと言える。だが氏の結論部分は角田

文衛氏の次の如き反論をまきおこしてしまつた。

先づ『日記』の

上より下る、道に、弁宰相の君の戸口をさし覗きたれば、昼寝したまへるほどなりけり。

を読むと、寝殿から渡殿の西戸を経て自室に戻る途中で宰相の君の局の前を通つたといふのであるから、紫式部の曹司は渡殿の西の間ではあり得ないことがわかる。その点で岡川氏の説は成立し難いのである。

これは岡川氏の説の始ど唯一の、しかし決して小さくはない弱点を極めて鋭く指摘されたものであつた。これに対して岡川氏が反論された形跡はない。角田氏は右の文章に続けて次のような新説を提唱された。

然も、彼女の曹司が『渡殿の戸口』にあつたことは確かであるから、当然の結果として、紫式部は『東の間』に宮の内侍と同居してゐたと理解せねばならぬのである。

これが(二)説である。だがこの説にも弱点がある。紫式部が宮の内侍と同居していたという証拠は紫式部日記・紫式部集その他に一切見られないのである。紫式部が『宮の内侍の局』に言及している唯一の場所は日記寛弘五年十月十七日条に「この渡殿のひんがしのつまなる宮の内侍の局……」とある部分であるが、その部分に関しては(二)説を支持される萩谷朴氏でさえ「宮の内侍と同居していたとすれば、自分の局を『宮の内侍の局』と客観称することも不審であり……」と疑問を表明されざるを得なかつた。では萩谷氏は(二)説を否定されるかと言へばそうではない。氏は「紫式部が平常起居した渡殿の戸口の局すなわち東の端の局には、この時は宮の内侍がおり、紫

式部はその西隣の間の中にいたものとしておく」とされ、「この時」を例外としてまでも(二)説支持を貫かれるのである。しかし、一体、(二)説は成立し得るものなのであろうか。この点をまず確かめたい。

二

建築史研究家の関野克氏は「京極土御門殿の東対に就いて」という論文の中で、「東対北渡殿は東対と寝殿細殿ともある。この渡殿は東対との間に馬道を有してゐたから……」と注目すべき発言をされ、併せて同論文中の「京極土御門殿東対推定平面図」の中でその馬道の位置を北渡殿東端であると明示されている。^{注17}北渡殿東端と言へば(二)説が紫式部の局を想定している場所であり、もしそこが本當に馬道であるならば到底(二)説は成り立ち得ないことになる。しかし、関野氏はそのように推定された根拠を明示しておられず、且つ、推定作業に先立って「長和、長久年間の記録を中心としてその(京極土御門殿の)建築的考察を進めたいと思ふ。」と述べておられるので、後世の記録をもとに推定しておられる可能性も強い。長久年間まででも土御門邸は、長和五年(1016)七月二十日・長元四年(1031)十二月三日・長久元年(1040)九月九日の三度にわたり焼亡しその都度再建されている。殿廊配置等の根幹部分は前代のものを再建の都度踏襲していると考えられているものの、馬道のような細部までどうであつたとは言い切れない。一方、関野氏以後に土御門邸の想定復原を試みられた角田氏や萩谷氏が共に北渡殿東端部分に「馬道」でなく「局」を想定しておられるのも気になる。一体、寛弘五年當時に於いては、北渡殿東端はどうなつていたのかを確認する作業が必要であるように思う。

○さて、寝殿と東の対の間には「北渡殿」と「透渡殿」が存在し、
「北渡殿」は寝殿東面北端と東対西面北端とを結び、「透渡殿」は
その南方に位置していた（付図参照）という点に関しては、関野・
角田・萩谷の三氏は致しておられる。恐らくこの点は問題ないで
あろう。注18 次の二つの記事に注目したい。

○御産記部類所収「不知記A」寛弘五年九月十一日条
○御産記部類所収「不知記B」寛弘五年九月十一日条
○御産記部類所収「不知記C」寛弘五年九月十一日条
○御産記部類所収「不知記D」寛弘五年九月十一日条

○御産記部類所収「不知記B」寛弘五年九月十一日条
○御産記部類所収「不知記C」寛弘五年九月十一日条
○御産記部類所収「不知記D」寛弘五年九月十一日条

○御産記部類所収「不知記B」寛弘五年九月十一日条
○御産記部類所収「不知記C」寛弘五年九月十一日条
○御産記部類所収「不知記D」寛弘五年九月十一日条

○御産記部類所収「不知記B」寛弘五年九月十一日条
○御産記部類所収「不知記C」寛弘五年九月十一日条
○御産記部類所収「不知記D」寛弘五年九月十一日条

○御産記部類「崇徳院」の項に収められている『源禮委記』の中に「御
湯殿儀事」という項目がある。そこに書かれている儀式次第及び作
法は、右に引いた「不知記A」や「不知記B」と矛盾しないばかり
でなく、それらに書かれていない点まで細かく我々に教えてくれる
貴重なものである。今、次の部分に注意しよう。

（略）属二人捧絹布地鋪各一条 庁官六人昇御湯具参進 宮司
等伝取 立於寝殿南庇 先敷布地鋪 其次又敷絹 立御槽 其
東西立床子各一脚 其南立笥台二脚 居笥十六口 置笥六口絹
篩二口 御槽北立置物机 東西北面立五尺白御屏風 南御簾立

白御几帳二本 東西床子後敷打板敷畳（以上割注略）

次供御湯 先立中取一脚南階前 居御湯桶 其前居大桶二口

在約仕丁四人 着布色如常 宮司等候堂上 侍長二人伝昇 女房二人候御簾中伝受

右の引用文の前半部分から、この場合「御湯殿」は「寝殿南庇」に
想定されている事が知られる。寛弘五年の場合、「不知記B」に、
「御湯殿」は「寝殿東母屋廂（＝寝殿東廂）」に設定された旨記され
ているのでこの点混同しないように注意しよう。

さて、引用文後半には「供御湯」の事が書かれているのだが、そ
こに「中取」とあるのは、運ばれて来た「御湯桶（勿論「御湯」が
入っている）」を置く為の台である。それが「南階前」に置かれる
のは「御湯桶」を運んで来る「属」「庁官」等には身分上階段を昇
る事が許されないからである。その後、「中取」に置かれた「御湯
桶」から「杓ノ仕丁四人」によって「御湯」が汲み出され「大桶
二口」に移される。それを「侍長二人」が、恐らく一口ずつつかい
で「南階」を昇り、「（御湯殿の）御簾中」にいる「女房二人」に
手渡すわけである。このように手間隙かけないと「御湯」は「御湯
殿」に到着しないのである。この点は「御湯船并雑具等」を運ぶ場
合も大同小異であった。

「不知記A」に「属二人史生四人」が「御湯船并雑具等」を「御
前」に「持参」したとあるが、決して彼らが一挙に寝殿東廂の御湯
殿まで持参したわけではなかった。今見て来た通り、「属」以下の
身分では到底御殿に上れないのだ。だからこそ「源禮委記」「御湯
殿儀事」にも「庁官六人昇御湯具参進 宮司等伝取 立於寝殿南庇」
とあったのである。寛弘五年の場合も、当然、「宮司等」に相当す
る人がいて伝え取ったはずである。伝え取った場所はどこか？ 儀

式等の場において、殿上でその役目をつとめるべき者と、地上でその役目をつとめるべき者とが接触し得る場所と言えば、殿上と地上をつなぐ場所即ち階段以外に考えられない。「属二人史生四人」が「御湯船并雑具等」を「持参」したという「御前」とは、具体的に言えば「御前の階段の下」であったことにならう。「御前」とは「御湯殿の儀」が行われる「御湯殿」の「御前」である事は勿論である。では、「御湯殿」は「寢殿東廂」のどの部分にあったのであろうか。

○日記寛弘五年九月十五日「五日の御産養」条

威儀のおものは妥女どもまゐる。戸口のかたに、御湯殿のへだての御屏風にかさねて、また（屏風ヲ）南むきにたてて、白き御厨子一よろひにまゐりすゑたり。

○日記寛弘五年十月十七日条

妻戸のわたりも御湯殿のけはひにぬれ、人の音もせざりければ、（宮の亮ハ）この渡殿のひんがしのつまなる宮の内侍の局に立ち寄りて……

右の二つの記事から「御湯殿」が「妻戸」の「戸口」付近にあったらしい事が知られる。萩谷氏はこれを南側の「透渡殿」へ出る戸口と考えておられるが、それでは「五日の御産養」の折の「威儀のおもの」の位置が南に行き過ぎる。「威儀のおものは妥女どもまゐる」とあるので、中宮彰子や若宮の御座近くの場所へ持参したものと考えられるが、「御産養」の儀において彰子や若宮の御座がそれほど南方にあったとは日記の記事その他からも考えられない。この「戸口」は北渡殿へ通じる「妻戸口」であると考えられる。十月十七日条もそう考えた方が自然に理解できると思う。「戸口」は通路であるからそこに「御湯殿」が作られてしまうことはない。又、寢殿北

端部分には北渡殿があるので「御前の階段」が存在し得ない。恐らく「御湯殿」は「北渡殿」へ通じる「妻戸口」の南隣の間に設定されていたものと思われる。従って、「御前の階段」の位置は寢殿東側で北渡殿西端直南という事にならう。

ここで、先程、「源禮委記」「御湯殿儀事」において、「御湯」を供する時、「南階」が使用されていた事を想起しよう。そこでは「御湯殿」は「寢殿南庇」に想定されていた。まさに、「南階」とは「御湯殿」の「御前の階段」であった事が知られよう。「御湯殿儀事」が、或る一回的な事実の記録ではなく、一般的な御湯殿の儀の作法を述べているものである事、しかもそれが寛弘五年の記録と少しも矛盾しない事を思う時、「御湯」を「御前の階段」から搬入するというやり方が寛弘五年頃においても一般的なものであった事が推察される。

さて、「不知記B」には「御湯」が「寢殿良角小階」から搬入されたとある。「良」とは「東北」の意である。萩谷氏はこの「小階」を寢殿北側の東端部に想定しておられるが、理解できない。「御湯」を搬入するのは「御湯殿」の「御前」の階段からである事が一般的であったろう事は今述べた。しかし「寢殿北側」では「御前」になり得ない。又「御湯殿儀事」で、「御湯具参進」の際使用される階段名は明示されていないものの、「宮司等（庁官カラ御湯具ヲ）伝取 立於寢殿南庇」とあることから「南階」が使用されるであろう事は察しがつく。つまり「御湯具」と「御湯」は同じ階段を搬入されるものと思われる。寛弘五年において「御湯船并雑具等」が「寢殿東側北渡殿西端直南」の階段から搬入されたと推定したが、そこは「寢殿良」という条件に一致する。精確に「角」とは言い難いが

大雑把には言えぬこともない。寢殿東側の階段だから当然「小階」である。結局、「寢殿良角小階」とは「寢殿東側で北渡殿西端直なる階段」である事が知られよう。そこは、寢殿・東の対・透渡殿・北渡殿の四者に囲まれた壺庭の内部でもある。^{注10}

さて、「不知記A」には「度自東橋持參御前」とあったがその「東橋」の位置を考えてみよう。「属」「史生」という階段を上がることを許されぬ人々が通っているのであるから、廊・渡殿の類ではなく地表に存在する「橋」のはずである。「東」とは「寢殿の東」の意であろう。そして寢殿東側には「(北渡殿ノ)局の下よりいづる水」即ち遣水が流れていた事が紫式部集「影見ても」の歌の詞書から知られる。これらを総合的に考えてみれば「東橋」とは寢殿東側の壺庭部分を流れている遣水にかけられた橋である事が知られる。日記冒頭近く「渡殿の戸口の局に見いだせば(略)殿ありかせたまひて、御隨身召して、遣水はらはせたまふ。橋の南なるをみなへしのみじうさかりなるを、一枝折らせたまひて……」とあるがその「橋」とはこの「東橋」のことであろう。萩谷氏は、右条の注釈において「紫式部日記注釈」の「遣水にわたしたる橋なり」という説を否定し、「紫式部の局から見て、橋廊を隔てた上に、遣水にかかると橋の陰になっては、さして草丈の高くない女郎花を見ることは不可能に近い」と指摘されたが、それは「遣水の橋」を橋廊(透渡殿)以南ときめてかかられたからであろう。

では「御湯船并雑具等」や「御湯」は四方を囲まれている壺庭内部へどうして入り得たのであろうか。「属」や「史生」は当然地上をやって来たはずである。「馬道」を想定せざるを得まい。その位置はどこであろうか。「透渡殿」は「反橋」であつた事が角田氏に

よつて考証されている。「反橋」の一部に「馬道」が作られることはないと思う。又、一般的に言つても「馬道」は北側の目立たぬ場所には作られる事が多いので「馬道」は「北渡殿」に設けられていたものと思われる。しかし北渡殿西端部の直ぐ前には「小階」が設けられているので、「馬道」はそこではあり得ない。「馬道」が作られても直ぐ前の「小階」が通行妨害になるからである。そして北渡殿には「中の間」と呼び得る局が存在した事が日記寛弘五年十月十七日条から知られる。「中の間」という語から北渡殿の局は三つあるらしいことと「中の間」の両側に局が存在すること即ち局が三つ連続して並んでいたらしい事が知られる。そして紫式部の局である「渡殿の戸口の局」もこの北渡殿にあるであろう事は既に見て来たところである。つまりその一端を東西どちらかの「戸口」に存して三つの局が連続して並んでいるわけである。そして角田氏の考証によつて北渡殿の長さは四間であつた事が知られる。通常一つの局に一間を充てるから、この場合三間が局として使われ、一間が馬道になつていたと考えれば計算が合う。角田氏は馬道を想定されなかつたので、「中の間」のみ二間で東西各「局」は一間ずつという奇妙な想定になつている。さて、三つの局が連続して並んでいると考えられる以上、北渡殿の東端か西端かのいずれかが馬道であつたはずである。ところが西端ではあり得ない事は先程見た所である。結局、東端に「馬道」を想定せざるを得ない。

これで、北渡殿東端を馬道と見る関野説を寛弘五年の時点においても正当なものと確認し得たと思う。又、「御湯船并雑具等」や「御湯」は、「属」以下の役人の手によつて、「北渡殿東端」の「馬道」から寢殿東側の壺庭に搬入され、壺庭を流れる遣水を「東橋」

を渡つて越え、「御前の階段（寢殿良角小階）」の下まで届けられた。それを「侍長」の類が寢殿東廂の「御湯殿」まで運び上げた、という事になろう。

さて「北渡殿東端」が「馬道」である以上(二)説は成り立ち得ない。「北渡殿東端」が「馬道」であるからこそ紫式部は「西の戸口の局」とか「東の戸口の局」とか言わなくてもよかつたのである。「渡殿の戸口の局」とさへ言えばそれだけで「北渡殿西端」の局と決まつてしまうのである。日記寛弘五年十月十七日条に「この渡殿のひんがしのつまなる宮の内侍の局」とあるのはこの局が妻戸口に接していないから「ひんがしのつま」とでも表現する他なかつたのである。又、「宮の内侍の局」を「この渡殿のひんがしのつま」と言っているところから紫式部は「宮の内侍の局」以西を渡殿と考えている事が知られる。彼女は「渡殿」は「馬道」によつて「東の対」と結ばれていると認識していたらしい。

三

以上によつて私は(ハ)説を復活させてしまつたわけであるが、次に角田氏の疑問に答えねばならない。問題の箇所は次の部分であつた。

○日記寛弘五年八月二十六日条

上よりおるる途に、弁の宰相の君の戸口をさしのぞきたれば、
昼寝したまへるほどなりけり。

「上よりおるる途に」とあるが、彰子はこの頃「東の対」ではなく「寢殿」におられたと思われる。それは次のようなことから知られる。

○御産記部類所収「不知記C」寛弘五年七月十七日条

自内裏有御書 藏人兵部丞藤原惟規為御使参入 仍寢殿第一間
鋪茵召之 (略)

彰子は前日七月十六日に土御門邸に里下りされ、九月十一日に敦成親王を出産された後、十一月十七日に内裏に還啓されるまで土御門邸に滞在される。ここは「中宮御退出後朝」に内裏から中宮の許へ「御書」が届けられた場面である。紫式部の兄弟である惟規が使者をつとめていたわけだが、ここで、「召之」とあるのに注意しよう。主語は当然彰子である。使者惟規が「寢殿第一間」に召されたのは、彰子が寢殿におられたからに他ならない。彰子は里下りされると同時に寢殿に入られたのである。そして栄花物語「はつはな」の「中宮御産所に遷らる」の項に次のような記事がある。

「同じや(屋)なれど、所かへさせ給やうあり」など申し出でて、北の廂に移らせ給。

この「北の廂」は、御産記部類「不知記B」寛弘五年九月十一日条に「寢殿北母屋庇為御産所」とあるのによつて、寢殿の北廂である事が知られる。又、「や(屋)」とは「倭名類聚鈔」^{注21}に「屋舎」の和名を「夜(ヤ)」としていることから知られる如く建物の意であり、「対の屋」とか「寢殿」の一つ一つが「屋(や)」であるわけである。なお、同書によれば「寢殿」の和名は「彌夜(ネヤ)」である事も知られる。「同じや(屋)なれど」とあるので、彰子はこの場合同一建物内を移動されたに過ぎぬ事がわかり、「御産所」へ移られる前も彰子は寢殿におられたことが知られる。途中で他の建物へ移動されたという形跡はないので、七月十六日の里下り以来ずっと彰子は寢殿におられたはずである。従つて八月二十六日に彰子が寢殿におられたのは確実と言つて良いであろう。

紫式部は寝殿の彰子の御前から北渡殿西端の自分の局へおりる途中で「弁の宰相の君の戸口」をさしのぞいたわけである。当然、弁の宰相の君の戸口」は彰子のおられる寝殿の内部にあつたことになる。角田氏はそういう事は絶対にあり得ないこととして(ハ)説を否定されたけれど、実を言えば「絶対にあり得ないこと」とまでは言えないと思う。宇津保物語「国ゆづりの下」で、仲忠が犬宮を按察使の君に託すくだりを見よう。

(仲頼ノ妹ハ)容貌もいとおとなしうきよげなり。宮(女一宮)御琴たまひつつ弾かせ給ふ。いとおもしろく弾き、さまざまにとらうらうしくをかしき人得つ、と(女一宮ハ)思す。按察使の君といふ。(略)いぬ宮、をかしげにて、一人立ちし、歩み始め給ふ程なり。父君(仲忠)見たてまつり給ひて、「ここにかく睦じくなしたてまつるは、この子によりてなり。火水(ひみづ)に入れども、宮(「いぬ宮」ノ母)は見も入れ給はず。乳母どもの限りはうしろめたければなむ。侍らざらむ程にいだし給ふな。いとあわたたしくて出でつづりに見ゆれば、見苦しくなむ。上局などして、かくてものし給へ」とのたまひおく。注22

ここに出て来る「上局」とは「下局(通常の局)」とは異なり「上(主人ノ御前)」に近く設けられる局の意である。右の文で仲忠は、まず、「いぬ宮」のことが「うしろめた」いからと言う理由で、「按察使の君」に世話を頼んでいる。それだけの理由であれば彼女が「下局」していても別段かまわないわけであるが、何故特に「上局」と限定するかと言えば、「いとあわたたしくて出でつづりに見ゆ」と限定するから言え、注23「いとあわたたしくて出でつづりに見ゆ」る「いぬ宮」(少しでも目を離せばすぐ人前に出て行ってしまういぬ宮)を人前に出さないようにする為には「按察使の君」

が「いぬ宮」から目を離さず付ききりで世話しなければならぬからである。その為には「いぬ宮」の御前から離れた「下局」に局してはいたのではいけないのである。つまり「上局」とは御前で付ききりの世話をしなければならぬ女房が、御前近くの場所に与えられる「局」である事が知られよう。そして、源氏物語「蜻蛉」巻に「うちやすむ上局注23」という言葉が出てくる事から、御前で付ききりの世話をしなければならぬ女房が御前を遠く離れずに疲れをいやす為の休息所としての意味も大きく持っていた事が知られる。

さて、中宮彰子は寛弘四年末、入内後九年目にしてやっと懐妊されたのであつたが、懐妊の事実が判明するや否や「殿の上もその日聞せ給ま、に参らせ給て、いとましういたはしうや、ましげに扱ひきこえさせ給」うたと栄花物語「はつはな」は伝えている。又、同書寛弘五年四月の彰子里下りの項には「さまざまの御祈数を尽したり。御修法今より三壇をぞ常の事にせさせ給へるに、又不斷の御読経などもなどいひやる方なし。との、御前(道長)静心なう、安きい・大・殿・籠・ら・ず、御・獄・にも、今・は・平・ら・か・に・と・のみ、御・祈・御・願・を立てさせ給」とある。道長や倫子が如何に初産の彰子を気遣っているか知られよう。

さて、日記寛弘五年九月十一日御産の条には次のようにある。

人げおほくこみては、いとど御こちも苦しうおはしますらむとて、みなみ、ひんがしおもてにいださせたまつて、さるべきかぎり、この二間のものにはさぶらふ。殿のうへ(倫子)、讃岐の宰相の君、内蔵の命婦、御几帳のうちに、仁和寺の僧都の君、三井寺の内供の君も召し入れたり。いま一間にあたる人々、大納言の君、少少將の君、宮の内侍、弁の内侍、中務の君、大

輔の命婦、大式部のおもと、殿の宣旨よ(略)

「讃岐の宰相の君」とは「弁の宰相の君」と同一人である。彰子御座に際してその直近で御座を見守る「さるべきかぎり」三人の中に彼女は入っている。しかも、「殿のうへ」は彰子の母親だから別格であつて、侍女の筆頭には彼女の名が書かれていることに注意したい。これは、少くとも懐妊後の彰子の御世話をして来た中心人物が彼女であつたということを示していると思われる。

そして、まさにその「弁の宰相の君」の「戸口」が彰子のいる寢殿の内部にあつたというのであるから、前述の「上局」が彼女に与えられていたものとしか考えられない。道長や倫子が初産の彰子の身を案ずる余り、御世話役の中心人物たる「弁の宰相の君」に付ききりで彰子の世話をさすべく「上局」を与えたものと思われる。

日記によれば、「八月二十余日のほどよりは」「年ごろ里居したる人々の、中絶えを思ひおこしつつ、まゐりつどふけはひ、さわがしうて、そのころはしめやかなることなし」という状態であつたというのに、八月二十六日、そういう状態の中でしょうかもよりによつて寢殿の中で「昼寝」しているという不自然さも、彼女が「上局」を与えられていたと見れば一挙に解消する。彼女は休息所という側面を有する「上局」の中で疲れをいやしていたのである。決して「昼寝」を楽しんでいたわけではないのである。だからこそ、紫式部がその「口おほひを引きや」つた時、「もの・狂ほしの御さまや。(疲れて)寝たる人を心なくおどろかすものか」という強い反発の言葉もあり得たのである(無論本気で怒つたわけではあるまいが)。

なお、「戸口」という語が「妻戸口」の意味ばかりではなく「局の戸口」の意でも用いられることは、日記の終りの方の

渡殿(の局)に寝たる夜、(局の)戸をたたく人ありと聞けど、おそろしさに、音もせて明したるつとめて

夜もすがら水鶏よりけになくなくぞまきの戸ぐちになたきわびつる

とある所からも知られよう。又、「戸口」という語から「弁の宰相の君」が与えられていた「上局」は「かりそめに几帳などばかり立てて作つたような局(源氏物語「蜻蛉」巻)ではなくキチンとした局であつた事が知られる。初産の彰子に付ききりで世話をしてくれる「弁の宰相の君」に対して道長もい加減なことではできなかったのであろう。

四

以上、北渡殿東端は「局」ではなく「馬道」であつたであろう事、「弁の宰相の君」は「上局」を与えられていたであろう事を中心に、紫式部の「渡殿の戸口の局」は北渡殿西端に位置したであろうことを論証してみた。

中野

注1 青淵幸一氏校注、日本古典文学全集『紫式部日記』(小学館 昭46・6)の本文に拠る。

注2 以下、紫式部日記のことを単に「日記」とのみ記す。

注3 以下、「北渡殿」「透渡殿」の語は「寢殿東側の北渡殿」「寢殿東側の透渡殿」の意味においてのみ用いる。

注4 益田勝実氏「渡殿の戸口の局」(『紫式部日記の新展望』上) 日本文学史研究会 昭26・8)

注5 曾沢太吉・森重敏両氏著『紫式部日記新釈』(武蔵野書院

昭39・2)

注6 池田龜鑑・秋山虔両氏校注、岩波文庫『紫式部日記』(岩波書店 昭39・11)

注7 注1掲出書に同じ。

注8 池田龜鑑氏「紫式部日記考証」(同氏著『紫式部日記』至文堂 昭42・6 所収)

注9 岡川佳子氏『渡殿の戸口の局』考——『紫式部日記の新展望』の説をめぐって——(平安文学研究 第二十一輯 昭33・6)

注10 池田龜鑑・秋山虔両氏校注、日本古典文学大系『紫式部日記』(岩波書店 昭33・9)

注11 角田文衛氏著 平安叢書『紫式部の身辺』(古代学協会 昭40・11) なお以下に示す角田説は全て本書所収「土御門殿と紫式部——寛弘・長和年間の土御門殿をめぐって——」に拠る。

注12 萩谷朴氏著『紫式部日記全注釈 上・下』(角川書店 昭46・11及び昭48・3) なお以下に示す萩谷説は全て本書に拠る。

注13 竹内美千代氏著『紫式部集評釈』(桜楓社 昭44・6)の補注「格子放ちて」参照。

注14 松村博司・山中裕両氏校注、日本古典文学大系『荣花物語 上』(岩波書店 昭39・11)の本文に拠る。以下同じ。

注15 注13掲出書の本文に拠る。

注16 注9論文に紹介されている。

注17 関野克氏「京極土御門殿の東対に就いて」(建築史 第三卷 第三号 昭16・5) 参照

注18 宮内庁書陵部蔵『御産記部類』の本文に拠る。

注19 角田氏や萩谷氏はこの壺庭内部に階段を想定しておられないが、階段を想定すべき事は次の記事からも明らかである。

○紫式部集(寛弘五年五月六日)

やうやう明けゆく程に、(御堂カラ)渡殿に来て局の

下よりいづる水を、高欄をおさへてしばし見むたれば、

空のけしき春秋の霞にも、霧にも劣らぬ頃ほひなり。

少少將のすみの格子を、うちたたきたれば、放ちてお

しおろし給へり。もろともに下りゐてながめるなり。

影見ても憂きわが涙おちそひてかことがましき滝の音かな

返し

ひとりゐて涙ぐみける水の面にうき添はらん影やいづれ

ぞ

紫式部が「局の下よりいづる」とわざわざことわつて「水」

を紹介している所を見ると、この「水」は「局の下」の壺庭

を流れる遣水であると思われる。そしてこの同じ遣水を紫式

部と少少將が「もろともに下りゐて」ながめたのである事は

「ひとりゐて」の歌から明らかである。つまり二人は「渡殿」

から「渡殿の下」の壺庭へ降りたわけである。故に必ず壺庭

部分に階段が存在したはずである。そして更に言うならば、

後述する如く、紫式部の局は北渡殿西端にあつたと思われる

ので、彼女らが降りていった階段は紫式部の局のすぐ前に位置

する「寝殿良角小階」であつたらう事が推定される。

清水宣昭・藤井高尚著『紫式部日記注釈』

正宗敦夫氏校訂『倭名類聚鈔』(風間書房 昭45・3)の本文に拠る。

注20 原田芳起氏校注 角川文庫『宇津保物語 下』(角川書店 昭45・11)の本文に拠る。

注21 阿部・秋山・今井三氏校注 日本古典文学全集『源氏物語

六』(小学館 昭51・2)の本文に拠る。以下同じ。

注22

注23

注24